

# 山口県報

令和7年  
12月19日  
(金曜日)

## 目 次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定の解除（二件）（環境政策課）

○救急診療所の認定（医療政策課）

○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）

○道路の区域の変更（道路整備課）

○道路の供用の開始（道路整備課）

○特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）

○公告

○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）

○選管告示

○直接請求に必要な有権者の数

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
- 二 岩国市通津字白崎三九一五の一の一部
- 三 特定有害物質の種類
- 四 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物講じられた汚染の除去等の措置
- 五 土壤汚染の除去

## 山口県告示第三百九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和六年山口県告示第三百十四号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域  
岩国市通津字南白崎三九一五の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
- 三 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物講じられた汚染の除去等の措置
- 四 土壤汚染の除去

## 山口県告示第三百九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

- 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和七年山口県告示第七号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県告示第三百九十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

令和七年十二月十九日

東和町東部加入区	白木加入区
周南市東部加入区	山陽小野田市加入区
彦島加入区	豊浦町加入区

橋加入区	上関加入区
山陽小野田市加入区	下関市東部加入区
萩市中部加入区	

## 山口県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係方面は、令和七年十二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

区間	新旧別	敷地の幅員	延長	備考
山陽小野田市厚狭一丁目二九の一地 先から 同市 同町三一の四地先まで	新 旧	最狭 最広 一一〇・二 一一〇・一	最狭 最広 一一〇・四 一一〇・一	(メートル) (メートル)
船木津布田線	四八〇	四八〇	四八〇	
道路の区域				完了による道路改良工事の

## 山口県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係方面は、令和七年十二月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

路線名	供用開始の期日
県木津布田道 線	令和七年十二月二十日

## 山口県告示第三百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項の規定により、山口県立岩国高等学校特別教室等機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 山口県立岩国高等学校特別教室等機械設備工事  
(一) 工事場所 岩国市川西四丁目一〇番一  
(二) 工事の概要

構造	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造 四階建	四、六五〇・五五平方メートル	

## 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。  
 (二) 共同企業体の代表者の令和七年十二月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

申請書等の提出期間及び時間

令和八年一月六日から同月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

四 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年一月十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）すること。

(二二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公表します。

令和七年十二月十九日

山口県知事 村岡嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字山崎及び字牛田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の一  
大晃ホールディングス株式会社



### 山口県選挙管理委員会告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合は四十万を超過八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和七年十一月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦



直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

廃県条例の制定又は改 廃の請求	県の監査の執行に する監査の請求	県議会の解散の請求	県議会の議員の解職 の請求	知事の解職の請求	副知事、県の選 理委員若し公の解職の請 求の請求	県の教育委員会の解職教 育長又は委員の請 求	律及び地方教育行政第一項 第一条に規定する組織法 の規定	
条地方自治法第七十五 条第一項	条地方自治法第七十六 条第一項	条地方自治法第八十 条第一項	条地方自治法第八十一 条第一項	条地方自治法第八十一 条第一項	周山周美柳長光岩下防萩山宇下 関防陽南称井門市国松府市口部閲 町大小市市市市選市市市・市市市 ・島野選選選選・選選阿選選選 田町田挙挙挙挙挙挙区和挙挙挙挙 布選市區區區區區區區區 施挙挙挙挙挙挙挙挙挙挙挙 町・平生町選挙区	上周山周美柳長光岩下防萩山宇下 関防陽南称井門市国松府市口部閲 町大小市市市市選市市市・市市市 ・島野選選選選・選選阿選選選 田町田挙挙挙挙挙挙区和挙挙挙挙 布選市區區區區區區區 施挙挙挙挙挙挙挙挙挙挙挙 町・平生町選挙区	二三五、九一六	二三五、九一六
					一三一三一五四六 七四六、七六八、八三六、五一二、一三八、 八〇五八一三六五三五一九七七一 一二三三二五七六五〇六二〇六一 七八〇〇三四八八二〇〇四八一三			